

大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大槌町の人口増加及び定住促進による活力あるまちづくりを推進するため、町内の民間賃貸住宅に居住するU I ターン者及び新婚・若年世帯に対し、予算の範囲内で大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大槌町補助金交付規則（昭和38年大槌町規則第12号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 民間賃貸住宅

建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己の居住用に供する住宅をいう。ただし、次のものを除く。

ア 町営、県営住宅等の公的賃貸住宅

イ 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅

ウ 申請者及び申請者の配偶者の2親等以内の親族が所有又は管理している住宅

エ 申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅

(2) 実質家賃負担月額

民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額から、住宅手当、共益費、駐車場使用料等を除いた実質の家賃額をいう。

(3) 定住

相当の期間、町内に居住する意思をもって、民間賃貸住宅に居住し、かつ、当該住宅の所在地を住民票の住所とし、生活実態があることをいう。

(4) U I ターン者

平成29年10月1日（以下「基準日」という。）以降に転入した者であること。また、町民であった者が町外に転出し、2年以上町外で生活した後、再び町に住民登録して、生活基盤が町にあるUターン者、又は町外出身者であり、新たに町に住民登録して、生活基盤が町にあるIターン者をいう。

ただし、Uターン者において、住民登録を町外に移していない場合でも、進学等により2年以上町外で生活していたことが確認できる場合には本項目の対象とする。

(5) 新婚世帯

初回申請時において、婚姻した日から1年未満の新婚世帯をいう。

(6) 若年世帯

初回申請時において、世帯全員が30歳未満の若年世帯をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること

ア 申請時において45歳未満のU I ターン者

イ 新婚世帯

ウ 若年世帯

(2) 基準日以降に町内の民間賃貸住宅の契約を締結し、当該住宅に補助金の交付決定日から3年以上定住する見込みであること

(3) 実質家賃負担月額が4万円を超える世帯であること

(4) 世帯のいずれか1人以上が就労していること

- (5) 生活保護（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (6) 補助金の対象となる民間賃貸住宅を住居以外の目的に使用するとともに転貸又は、当該住宅の使用権を他者へ譲渡しないこと
- (7) 町内会・自治会等に加入すること
- (8) 市区町村民税等の滞納をしていないこと
- (9) 公務員又は独立行政法人若しくは地方独立行政法人の役員又は職員でないこと
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係にないこと
- (11) 交付対象者及び交付対象者の属する世帯員に本補助金の交付を受け、その交付期間を満了した者がいないこと。

(補助金額)

第 4 条 補助金額については、次のとおりとする。

- (1) 補助率 当該交付対象期間に係る実質家賃負担月額から 2 万円を控除した額の 2 分の 1 以内
- (2) 補助上限額 一会計年度当たり年額 24 万円（ただし、月額当たり 2 万円を上限とする）

(交付対象期間)

第 5 条 補助金の交付対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、下記のとおりとする。

項 目	交付対象期間
新 婚 世 帯	初回申請で交付決定された対象期間の始まりの月（以下「初回交付月」）から起算して 1 年を経過する日（最大 12 ヶ月）
若 年 世 帯	初回交付月から起算して 1 年を経過する日（最大 12 ヶ月）
U I ターン者	初回交付月から起算して 3 年を経過する日（最大 36 ヶ月）

2 ただし、月途中の入退去により日割りで計算する家賃の支払いがある場合における当該月の家賃については、対象外とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない

- (1) 賃貸借契約書の写し
- (2) 住民票謄本
- (3) 家賃内訳証明書（様式第 2 号）（賃貸借契約書で家賃の内訳が不明確な場合）
- (4) 雇用及び住宅手当等支給証明書（様式第 3 号）
- (5) 町内会・自治会加入証明書（様式第 4 号）
- 2 回目以降の申請者については、提出を不要とする。
- (6) 誓約書（様式第 5 号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 交付申請期限については、下記のとおりとする。

- (1) 4 月から 9 月分までの補助金 9 月末日まで
- (2) 10 月から翌年 3 月分までの補助金 翌年 3 月末日まで

(交付決定)

第 7 条 町長は前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金交付決定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする

る。

(申請内容の変更)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号に掲げる内容に変更が生じた場合にあつては、変更理由が生じた日から起算して14日以内に大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金変更承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 賃貸借契約(契約者、契約期間、家賃)
- (2) 世帯構成
- (3) 雇用契約
- (4) 住民票
- (5) その他、第3条の規定による条件を満たさなくなったとき

2 町長は、前項の申請があつた場合は、大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金変更承認(不承認)通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとする。

(交付請求)

第9条 交付決定者は、次の各号に定める期間までに大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金請求書(様式第9号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 4月から9月分までの補助金 9月末日まで
- (2) 10月から翌年3月分までの補助金 翌年3月末日まで

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- (1) 家賃の支払いが確認できる書類(領収書の写し、通帳の写し等)
- (2) 口座番号が確認できる書類(通帳の写し)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条に規定する請求書を受領した30日以内に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があつたとき
- (2) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき
- (3) 誓約書に記載された事項に違反があつたとき
- (4) 第8条第1項の規定による申請が期日に行われなかつたとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、大槌町民間賃貸住宅家賃支援補助金交付決定取消等通知書(様式第10号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 前項の取消を行った場合において、返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。